

(証券コード 4027)

平成26年6月11日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号
(本社事務所 大阪市中央区北浜3丁目6番13号)

テイカ株式会社

代表取締役社長 清 野 學

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日(木曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見2丁目1番61号
ツイン21・MIDタワー20階 8会議室
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第148期 (自平成25年4月1日
至平成26年3月31日) 事業報告、連結計算書類
および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第148期連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト( <http://www.tayca.co.jp/> )に掲載させていただきます。

# 添付書類

## 事業報告

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策により円安・株高が進行し、輸出関連企業を中心に収益の改善や個人消費の増加など、景気回復の兆しが見られましたものの、海外景気の下振れリスクや消費税増税後の景気減退懸念など、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは事業環境や顧客ニーズの変化に対応した積極的な販売活動の展開や事業全般にわたる効率化、合理化に努めましたが、主にチタン鉱石や燃料等に係わる製造原価の上昇があり、当期の業績につきましては、連結売上高は361億8千6百万円（前期比4.0%増）、連結営業利益は26億3千8百万円（前期比5.3%減）、連結経常利益は26億8千2百万円（前期比4.8%減）、連結当期純利益は16億6千7百万円（前期比3.2%減）となりました。

当期の事業別の概況は次のとおりであります。

#### ① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンは、国内は塗料・インキ向けの販売が堅調に推移しましたものの、輸出はアジア市況低迷の影響を受け減少、売上高は前期を下回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタンは、欧州向けの輸出は経済状況の悪化により数量は減少しましたが、為替が円安に推移したことから、売上高は前期を上回りました。表面処理製品は、化粧品向けにおいて主要顧客のニーズに合わせた拡販に努めました結果、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は206億8千9百万円（前期比0.0%増）となりました。

#### ② その他事業

界面活性剤は、主用途の洗剤等日用品向けが概ね順調に推移し、売上高は前期を上回りました。タイの連結子会社の販売は引き続き好調に推移し、売上高は前期を大きく上回りました。

無公害防錆顔料は、国内・輸出ともに好調に推移し、売上高は前期を上

回りました。

硫酸は工業用向けの需要低迷の影響を受け、導電性高分子酸化重合剤は中国品の台頭に伴う市況の下落により、売上高は前期を下回りました。

倉庫業は、期後半より荷扱量が増加し、売上高は前期を上回りました。

エレクトロ・セラミックス製品は、医療用向けが好調に推移し、売上高は過去最高となりました。

以上の結果、当事業の売上高は154億9千7百万円（前期比10.0%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内景気は緩やかな回復が見込まれますものの、円安による原材料価格の上昇、消費税増税に伴う消費マインドの低下や新興国の景気減速懸念などもあり、依然不透明な状況が続くものと考えられます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

### ① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、原料鉱石価格が高止まりし、重油価格が高騰を続ける中、世界的な供給過剰等による海外メーカーとの販売競争により、収益面は厳しいものと予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品に関しましては、世界的に紫外線対策への関心が高まり、UVカット剤としての需要も旺盛であるため、国内外ともに更なる市場拡大を予想しております。特に表面処理製品は現在フル生産に近づいているため、増設工事を来春完成に向け進めております。

### ② その他事業

界面活性剤に関しましては、国内洗剤市場の需要拡大が見込めない一方で、東南アジアでの洗剤市場は成長が著しく、タイの連結子会社（TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.）は、一昨年に設備を倍増しましたが、既にフル生産に近づいております。そのため、今年2月、東南アジアでの新しい拠点としまして、ベトナムに連結子会社（TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.）を設立し、来春完成に向けた工場建設を進めております。

当社グループは、2019年に迎える創業100周年の目標として策定しました長期経営ビジョン「Challenge 100」に基づき、その通過点である2012年度からの3ヶ年中期経営計画を策定し、全社員の共通認識となる明確な中間目標を設定しております。

これまで培ってきた企業基盤を礎に、機能性化学品など高付加価値製品への積極的な展開と経営資源の重点配分による更なる躍進の他、環境関連製品の新規開発やコア技術を核とした高付加価値製品の展開を進め、それらの早期事業化を推進して強靱な経営体質の構築を目指し企業価値向上を図っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は14億2千7百万円であり、その主なものは工場設備の更新および研究開発用機器の増強であります。

- ① 当期中に完成した主要な設備投資  
特記事項はありません。
- ② 当期継続中の主要な設備投資  
特記事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別    | 第145期<br>平成23年<br>3月期 | 第146期<br>平成24年<br>3月期 | 第147期<br>平成25年<br>3月期 | 第148期<br>(当期)<br>平成26年<br>3月期 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 32,039                | 34,480                | 34,778                | 36,186                        |
| 経 常 利 益(百万円) | 2,637                 | 3,413                 | 2,817                 | 2,682                         |
| 当期純利益(百万円)   | 1,508                 | 1,739                 | 1,723                 | 1,667                         |
| 1株当たり当期純利益   | 30円38銭                | 35円04銭                | 34円72銭                | 33円61銭                        |
| 総 資 産(百万円)   | 39,273                | 40,970                | 41,173                | 42,634                        |
| 純 資 産(百万円)   | 24,220                | 25,765                | 27,826                | 30,131                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金                  | 当社の出資比率          | 主要な事業内容           |
|----------------------------|----------------------|------------------|-------------------|
| テイカ倉庫株式会社                  | 95 <sup>百万円</sup>    | 100 <sup>%</sup> | 倉庫業               |
| テイカ商事株式会社                  | 15                   | 100              | 化学工業薬品の販売         |
| ティーエフティー株式会社               | 30                   | 100              | エレクトロ・セラミックス製品の販売 |
| テイカM&M株式会社                 | 10                   | 100              | 荷役エンジニアリング        |
| TAYCA (Thailand) Co., Ltd. | 160 <sup>百万バーツ</sup> | 86               | 界面活性剤の製造・販売       |
| TAYCA (VIETNAM) CO., LTD.  | 1,703 <sup>億ドン</sup> | 100              | 界面活性剤の製造・販売       |

- (注)1. 朝日商運株式会社は、平成25年10月1日付でテイカM&M株式会社に社名を変更いたしました。
2. テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。
3. TAYCA (VIETNAM) CO., LTD. は、平成26年2月12日付で新たに設立いたしました。

## (7) 主要な事業内容

| 事業区分    | 主要な事業内容                                                                          | 売上高構成比    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 酸化チタン関連 | 酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品、光触媒用酸化チタン等の製造、販売                                   | %<br>57.2 |
| その他     | 界面活性剤、硫酸、低分子量芳香族スルホン酸、無公害防錆顔料、導電性高分子酸化重合剤、エレクトロ・セラミックス製品等の製造、販売<br>化学工業薬品等の輸送、保管 | 42.8      |
|         | 合計                                                                               | 100       |

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本店 (大阪市大正区)  
本社事務所 (大阪市中央区)  
東京支店 (東京都中央区)  
大阪工場 (大阪市大正区)  
岡山工場 (岡山市東区)  
熊山工場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テイカ倉庫株式会社 (大阪市西淀川区)  
テイカ商事株式会社 (大阪市中央区)  
ティーエフティー株式会社 (大阪市大正区)  
テイカM&M株式会社 (大阪市西淀川区)  
TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 603名 | 7名増    |

(10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 1,482百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 683      |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 485      |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,428,828株(うち自己株式1,803,682株)
- (3) 株主数 4,858名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                  | 持 株 数               | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 双 日 株 式 会 社                                            | 4,957 <sup>千株</sup> | 9.98%   |
| 三 井 物 産 株 式 会 社                                        | 3,568               | 7.19    |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社                                        | 3,260               | 6.57    |
| 山 田 産 業 株 式 会 社                                        | 2,940               | 5.92    |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口<br>再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社      | 2,018               | 4.06    |
| テイカグループ持株会                                             | 1,965               | 3.96    |
| 関西ペイント株式会社                                             | 1,224               | 2.46    |
| 住友商事株式会社                                               | 1,000               | 2.01    |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP<br>V A L U E P O R T F O L I O | 781                 | 1.57    |
| 日本土地建物株式会社                                             | 750                 | 1.51    |

- (注)1. 当社は、自己株式1,803千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」の持株数2,018千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

| 地 位        | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                      |
|------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 清 野 學   | 内部監査室管掌<br>テイカ倉庫株式会社代表取締役社長                        |
| 代表取締役専務取締役 | 古 城 康 治 | 経営企画部、環境品質管理部、知財管理部、電子材料部管掌<br>ティーエフティー株式会社代表取締役社長 |
| 専務取締役      | 名木田 正 男 | 営業部門統括、C-100推進室、営業部、資材部管掌<br>テイカ商事株式会社代表取締役社長      |
| 取締役相談役     | 竹 内 千 秋 |                                                    |
| 取 締 役      | 吉 岡 亨   | 岡山研究所、熊山工場管掌、岡山工場長                                 |
| 取 締 役      | 山 崎 博 史 | 総務部、人事部管掌、経理部長                                     |
| 取 締 役      | 辺 見 武 志 | 大阪研究所、大阪工場管掌                                       |
| 取 締 役      | 村 上 雅 彦 | 東京支店長                                              |
| 取 締 役      | 下 道 博 司 | テイカM&M株式会社代表取締役社長                                  |
| 取 締 役      | 秋 川 正 博 |                                                    |
| 常勤監査役      | 飯 沼 文 博 |                                                    |
| 常勤監査役      | 平 岡 延 元 |                                                    |
| 監 査 役      | 山 田 裕 幸 | 山田産業株式会社代表取締役社長                                    |
| 監 査 役      | 田 中 等   | 弁護士                                                |

- (注) 1. 平成25年6月27日開催の第147回定時株主総会において、田中等氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 平成25年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、監査役梶原俊久氏は辞任により、退任いたしました。
3. 平成25年6月27日開催の取締役会において、名木田正男氏は新たに専務取締役に選定され就任いたしました。
4. 監査役飯沼文博、山田裕幸、田中等の3氏は、社外監査役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山田裕幸、田中等の両氏を独立役員とする届出書を提出しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 10名 196百万円

監査役 5名 33百万円(うち社外監査役 4名 23百万円)

(注)1. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の監査役の員数および報酬等の総額には、平成25年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任した社外監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役山田裕幸氏は、山田産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。

監査役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

② 当期における主な活動状況

社外監査役 飯 沼 文 博

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 山 田 裕 幸

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 田 中 等

平成25年6月27日就任以降、当期に開催した取締役会10回の全てに出席し、また監査役会5回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外監査役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

恒 栄 監 査 法 人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の  
財産上の利益の合計額 31百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人の解任を決定いたします。また、当社都合のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと認められる場合等には、監査役会は監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の目的事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「テイカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報・文書の取扱は社内規定に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、年度計画、半年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、本社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じて是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人

必要と認められた場合、監査役補助スタッフを置く。その人事については、取締役と監査役が意見交換し、決定する。

- ⑦ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役監査基準の定めるところに従い監査役に必要な報告および情報提供を行う。また、常勤監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

### (2) 会社の支配に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中

期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上については株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創業以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならぬと考えております。

## ② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創業以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や高機能性コンデンサ用向けの導電性高分子薬剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、更なる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

また、当社は2019年に創業100周年を迎えるにあたり、当社グループの長期経営ビジョン「Challenge 100」を策定し、これを全社員の共通認識として明確にし、人と組織の活性化を図り、強靱な経営体質の構築を目指しております。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を導入いたしました。旧対応方針の有効期間は平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針導入後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、平成23年6月29日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様が大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行われなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載の平成23年5月13日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方

針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(ご参考)

上記③の本対応方針につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、一部を見直した上、平成26年6月27日開催の第148回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定しており、同総会の議案として上程しております。詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考書類 第4号議案（42頁～63頁）」をご覧ください。

---

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
|                 | 百万円           |                | 百万円           |
| (資産の部)          | (42,634)      | (負債の部)         | (12,503)      |
| <u>流動資産</u>     | <u>25,041</u> | <u>流動負債</u>    | <u>8,193</u>  |
| 現金及び預金          | 5,623         | 支払手形及び買掛金      | 3,610         |
| 受取手形及び売掛金       | 10,268        | 短期借入金          | 465           |
| 商品及び製品          | 4,997         | 1年内返済長期借入金     | 1,488         |
| 仕掛品             | 606           | 未払法人税等         | 412           |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,061         | 賞与引当金          | 298           |
| 繰延税金資産          | 187           | その他            | 1,917         |
| その他             | 297           |                |               |
| 貸倒引当金           | △0            | <u>固定負債</u>    | <u>4,309</u>  |
|                 |               | 長期借入金          | 936           |
| <u>固定資産</u>     | <u>17,592</u> | 繰延税金負債         | 618           |
| <u>有形固定資産</u>   | <u>9,783</u>  | 長期未払金          | 27            |
| 建物及び構築物         | 3,887         | 環境対策引当金        | 137           |
| 機械装置及び運搬具       | 3,976         | 退職給付に係る負債      | 2,590         |
| 土地              | 1,267         |                |               |
| 建設仮勘定           | 274           | (純資産の部)        | (30,131)      |
| その他             | 377           | <u>株主資本</u>    | <u>27,243</u> |
| <u>無形固定資産</u>   | <u>85</u>     | 資本金            | 9,855         |
| <u>投資その他の資産</u> | <u>7,723</u>  | 資本剰余金          | 6,766         |
| 投資有価証券          | 6,933         | 利益剰余金          | 11,162        |
| 長期前払費用          | 370           | <u>自己株式</u>    | <u>△542</u>   |
| 繰延税金資産          | 111           | その他の包括利益累計額    | 2,746         |
| その他             | 331           | その他有価証券評価差額金   | 2,797         |
| 貸倒引当金           | △23           | 為替換算調整勘定       | 64            |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額   | △115          |
|                 |               | <u>少数株主持分</u>  | <u>141</u>    |
| <u>資産合計</u>     | <u>42,634</u> | <u>負債純資産合計</u> | <u>42,634</u> |

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

| 科 目            | 金 額 |        |
|----------------|-----|--------|
|                |     | 百万円    |
| 売 上 高          |     | 36,186 |
| 売 上 原 価        |     | 28,810 |
| 売 上 総 利 益      |     | 7,376  |
| 販売費及び一般管理費     |     | 4,737  |
| 営 業 利 益        |     | 2,638  |
| 営 業 外 収 益      |     |        |
| 受 取 利 息        | 3   |        |
| 受 取 配 当 金      | 123 |        |
| そ の 他          | 18  | 145    |
| 営 業 外 費 用      |     |        |
| 支 払 利 息        | 78  |        |
| そ の 他          | 23  | 101    |
| 経 常 利 益        |     | 2,682  |
| 特 別 損 失        |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損  | 108 | 108    |
| 税金等調整前当期純利益    |     | 2,574  |
| 法人税、住民税及び事業税   |     | 833    |
| 法 人 税 等 調 整 額  |     | 51     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |     | 1,690  |
| 少 数 株 主 利 益    |     | 22     |
| 当 期 純 利 益      |     | 1,667  |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

|                               | 株 主 資 本      |              |              |             |               |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------|
|                               | 資 本 金        | 資本剰余金        | 利益剰余金        | 自 己 株 式     | 株主資本合計        |
| 当 期 首 残 高                     | 百万円<br>9,855 | 百万円<br>6,766 | 百万円<br>9,792 | 百万円<br>△540 | 百万円<br>25,874 |
| 連結会計年度中の変動額                   |              |              |              |             |               |
| 剰 余 金 の 配 当                   |              |              | △297         |             | △297          |
| 当 期 純 利 益                     |              |              | 1,667        |             | 1,667         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |              |              |              | △1          | △1            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |              |              |              |             |               |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -            | -            | 1,370        | △1          | 1,368         |
| 当 期 末 残 高                     | 9,855        | 6,766        | 11,162       | △542        | 27,243        |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                  |                         | 少数株主持分     | 純資産合計         |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------------|------------|---------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額 合 計 |            |               |
| 当 期 首 残 高                     | 百万円<br>1,868     | 百万円<br>△24   | 百万円<br>-         | 百万円<br>1,844            | 百万円<br>107 | 百万円<br>27,826 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                  |                         |            |               |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |              |                  |                         |            | △297          |
| 当 期 純 利 益                     |                  |              |                  |                         |            | 1,667         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |              |                  |                         |            | △1            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 929              | 88           | △115             | 902                     | 33         | 935           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 929              | 88           | △115             | 902                     | 33         | 2,304         |
| 当 期 末 残 高                     | 2,797            | 64           | △115             | 2,746                   | 141        | 30,131        |

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

|          |                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 6社                                                                                                        |
| 連結子会社の名称 | テイカ倉庫株式会社<br>テイカ商事株式会社<br>ティーエフティー株式会社<br>テイカM&M株式会社<br>TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.<br>TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD. |

上記のうち、TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、朝日商運株式会社はテイカM&M株式会社に商号変更しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社に該当する会社はありません。

なお、PTN CHEMICALS Co.,Ltd.については、議決権の20%を所有しておりますが、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して、実質的に重要な影響を与えることができません。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社6社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は、定額法によっております。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、国内会社については、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 環境対策引当金  
PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生する処分費用の見込額を計上しています。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、特例処理によっており、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たすため、振当処理によっております。
  - ・ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ  
ヘッジ対象：借入金の支払金利、借入金
  - ・ヘッジ方針  
金利変動及び為替変動によるリスクを回避する目的で行っております。
  - ・ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップは特例処理の要件を満たし、通貨スワップは振当処理の要件を満たすため、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、決算日における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 会計方針の変更に関する注記  
(退職給付に関する会計基準等の適用)  
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,590百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が115百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は、2円32銭減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 53,053百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |           |
| 担保に供している資産             |           |
| 投資有価証券                 | 1,121百万円  |
| 建物                     | 2,538 "   |
| 構築物                    | 548 "     |
| 機械装置                   | 3,102 "   |
| 土地                     | 490 "     |
| 計                      | 7,800百万円  |
| 担保に係る債務                |           |
| 1年内返済長期借入金             | 1,375百万円  |
| 長期借入金                  | 750 "     |
| 計                      | 2,125百万円  |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 51,428,828          | —                   | —                   | 51,428,828         |

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 297             | 6.0             | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月27日開催予定の第148回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 297             | 6.0             | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金の調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売業務管理規則及び信用供与管理細則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクを回避するために金利スワップを、為替の変動リスクを回避するために通貨スワップを利用しております。

この他に、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため為替予約を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|---------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金    | 5,623               | 5,623        | —            |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 10,268              | 10,268       | —            |
| (3) 投資有価証券    |                     |              |              |
| その他有価証券       | 6,639               | 6,639        | —            |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (3,610)             | (3,610)      | —            |
| (5) 短期借入金     | (465)               | (465)        | —            |
| (6) 長期借入金     | (2,424)             | (2,439)      | 15           |
| (7) デリバティブ取引  | (5)                 | (5)          | —            |

負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (6) 長期借入金

長期借入金（期限前特約権の行使による期限前解約特約付借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。（下記(7)を参照）

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。(上記(6)を参照)

為替予約については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額293百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 604円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円61銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

| 科 目             | 金 額             | 科 目             | 金 額             |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                 | 百万円             |                 | 百万円             |
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(39,091)</b> | <b>(負債の部)</b>   | <b>(10,495)</b> |
| <u>流動資産</u>     | <u>22,324</u>   | <u>流動負債</u>     | <u>6,599</u>    |
| 現金及び預金          | 4,162           | 支払手形            | 367             |
| 受取手形            | 844             | 買掛金             | 2,410           |
| 売掛金             | 8,581           | 1年内返済長期借入金      | 1,366           |
| 商品及び製品          | 4,884           | 未払金             | 1,075           |
| 仕掛品             | 603             | 未払費用            | 47              |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,823           | 未払法人税等          | 345             |
| 前払費用            | 35              | 賞与引当金           | 290             |
| 繰延税金資産          | 177             | 設備関係支払手形        | 51              |
| 未収入金            | 113             | 設備関係未払金         | 412             |
| その他             | 97              | その他             | 232             |
| <u>固定資産</u>     | <u>16,767</u>   | <u>固定負債</u>     | <u>3,896</u>    |
| <u>有形固定資産</u>   | <u>7,877</u>    | 長期借入金           | 752             |
| 建物              | 2,727           | 繰延税金負債          | 616             |
| 構築物             | 580             | 長期未払金           | 27              |
| 機械及び装置          | 3,235           | 退職給付引当金         | 2,368           |
| 車両運搬具           | 7               | 環境対策引当金         | 131             |
| 工具、器具及び備品       | 363             |                 |                 |
| 土地              | 892             |                 |                 |
| 建設仮勘定           | 69              |                 |                 |
| <u>無形固定資産</u>   | <u>59</u>       | <b>(純資産の部)</b>  | <b>(28,595)</b> |
| ソフトウェア          | 55              | <u>株主資本</u>     | <u>25,799</u>   |
| 施設利用権           | 3               | 資本金             | 9,855           |
| <u>投資その他の資産</u> | <u>8,829</u>    | 資本剰余金           | 6,766           |
| 投資有価証券          | 6,906           | 資本準備金           | 2,467           |
| 関係会社株           | 561             | その他資本剰余金        | 4,299           |
| 出資              | 103             | <u>利益剰余金</u>    | <u>9,719</u>    |
| 関係会社出資金         | 836             | その他利益剰余金        | 9,719           |
| 長期貸付金           | 18              | 別途積立金           | 7,800           |
| 長期前払費用          | 234             | 繰越利益剰余金         | 1,919           |
| 差入保証金           | 147             | <u>自己株式</u>     | <u>△542</u>     |
| その他             | 43              | <u>評価・換算差額等</u> | <u>2,795</u>    |
| 貸倒引当金           | △23             | その他有価証券評価差額金    | 2,795           |
| <b>資産合計</b>     | <b>39,091</b>   | <b>負債純資産合計</b>  | <b>39,091</b>   |

## 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

| 科 目           | 金 額 | 百万円    |
|---------------|-----|--------|
| 売 上 高         |     | 29,844 |
| 売 上 原 価       |     | 23,329 |
| 売 上 総 利 益     |     | 6,515  |
| 販売費及び一般管理費    |     | 4,342  |
| 営 業 利 益       |     | 2,172  |
| 営 業 外 収 益     |     |        |
| 受 取 利 息       | 2   |        |
| 受 取 配 当 金     | 319 |        |
| そ の 他         | 62  | 383    |
| 営 業 外 費 用     |     |        |
| 支 払 利 息       | 46  |        |
| そ の 他         | 38  | 85     |
| 経 常 利 益       |     | 2,470  |
| 特 別 損 失       |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 106 | 106    |
| 税引前当期純利益      |     | 2,364  |
| 法人税、住民税及び事業税  |     | 723    |
| 法 人 税 等 調 整 額 |     | 53     |
| 当 期 純 利 益     |     | 1,588  |

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

|                             | 株 主 資 本      |              |              |              |              |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                             | 資 本 金        | 資本剰余金        |              | 利益剰余金        |              |
|                             |              | 資本準備金        | その他資本<br>剰余金 | その他利益剰余金     |              |
|                             |              |              |              | 別途積立金        | 繰越利益剰余金      |
| 当 期 首 残 高                   | 百万円<br>9,855 | 百万円<br>2,467 | 百万円<br>4,299 | 百万円<br>6,400 | 百万円<br>2,028 |
| 事業年度中の変動額                   |              |              |              |              |              |
| 剰余金の配当                      |              |              |              |              | △297         |
| 当期純利益                       |              |              |              |              | 1,588        |
| 別途積立金の積立                    |              |              |              | 1,400        | △1,400       |
| 自己株式の取得                     |              |              |              |              |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |              |              |              |              |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | -            | -            | -            | 1,400        | △109         |
| 当 期 末 残 高                   | 9,855        | 2,467        | 4,299        | 7,800        | 1,919        |

|                             | 株 主 資 本     |               | 評価・換算差額等         | 純資産合計         |
|-----------------------------|-------------|---------------|------------------|---------------|
|                             | 自 己 株 式     | 株主資本合計        | その他有価証券<br>評価差額金 |               |
| 当 期 首 残 高                   | 百万円<br>△540 | 百万円<br>24,510 | 百万円<br>1,870     | 百万円<br>26,381 |
| 事業年度中の変動額                   |             |               |                  |               |
| 剰余金の配当                      |             | △297          |                  | △297          |
| 当期純利益                       |             | 1,588         |                  | 1,588         |
| 別途積立金の積立                    |             | -             |                  | -             |
| 自己株式の取得                     | △1          | △1            |                  | △1            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |             |               | 925              | 925           |
| 事業年度中の変動額合計                 | △1          | 1,288         | 925              | 2,214         |
| 当 期 末 残 高                   | △542        | 25,799        | 2,795            | 28,595        |

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券
    - ① 子会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券  
時価のあるもの  
事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
  - (4) 環境対策引当金  
PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生する処分費用の見込額を計上しています。
4. ヘッジ会計の方法
  - ・ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、特例処理によっております。
  - ・ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金の支払金利

- ・ヘッジ方針  
金利変動によるリスクを回避する目的で行っております。
- ・ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップは特例処理の要件を満たすため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                     | 50,381百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務                |           |
| 担保に供している資産                            |           |
| 投資有価証券                                | 1,121百万円  |
| 建物                                    | 2,288 "   |
| 構築物                                   | 548 "     |
| 機械及び装置                                | 3,102 "   |
| 土地                                    | 392 "     |
| 計                                     | 7,452百万円  |
| 担保に係る債務                               |           |
| 1年内返済長期借入金                            | 1,365百万円  |
| 長期借入金                                 | 735 "     |
| 計                                     | 2,100百万円  |
| 3. 保証債務                               |           |
| 下記の会社の金融機関の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 |           |
| TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.               | 210百万円    |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債権                     | 1,031百万円  |
| 関係会社に対する短期金銭債務                        | 378 "     |

(損益計算書に関する注記)

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 売上高        | 3,527百万円 |
| 仕入高        | 1,984 "  |
| 販売費及び一般管理費 | 268 "    |
| 営業取引以外の取引高 | 276 "    |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 1,798,659         | 5,023             | —                 | 1,803,682        |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,023株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 関係会社株式評価損 | 160百万円 |
| 賞与引当金     | 103 "  |
| 退職給付引当金   | 842 "  |
| その他       | 288 "  |

繰延税金資産小計 1,394百万円

評価性引当額 △317 "

繰延税金資産合計 1,076百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △1,516百万円

繰延税金負債合計 △1,516百万円

繰延税金資産の純額 △439百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産 177百万円

固定負債－繰延税金負債 △616 "

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主等

| 種類   | 会社等の名称 | 議決権等の所有・被所有割合   | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|------|--------|-----------------|-----------|-----------|---------------|-------------|---------------|
| 主要株主 | 双 日 ㈱  | 被所有<br>直接10.06% | 当社製品の販売   | 化学工業薬品の販売 | 4,281         | 受取手形<br>売掛金 | 526<br>557    |
|      |        |                 | 原材料の購入    | 原材料の購入    | 182           | 買掛金         | 99            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社等

| 種類        | 会社等の名称                   | 議決権等の所有・被所有割合 | 関連当事者との関係   | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科目                 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----------|--------------------------|---------------|-------------|-------------------|---------------|--------------------|---------------|
| 子会社       | テ イ カ 倉 庫 ㈱              | 所有<br>直接100%  | 当社製品等の輸送保管  | 保管発送費の支払          | 181           | 未払金                | 18            |
|           |                          |               | 不動産の賃貸      | 不動産賃貸料の受取         | 26            | 未収入金               | 2             |
|           | テ イ カ 商 事 ㈱              | 所有<br>直接100%  | 当社製品等の販売    | 化学工業薬品の販売         | 2,522         | 売掛金                | 725           |
|           |                          |               | 原材料の購入      | 原材料の購入            | 1,377         | 買掛金                | 241           |
|           | ティーエフティー㈱                | 所有<br>直接100%  | 当社製品の販売     | エレクトロ・セラミックス製品の販売 | 1,005         | 売掛金                | 186           |
|           | テ イ カ M & M ㈱            | 所有<br>間接100%  | 当社工場設備の工事   | 工場設備の工事           | 584           | 未払金<br>設備関係<br>未払金 | 27<br>59      |
|           |                          |               | 当社製品保管業務等委託 | 業務委託料等の支払         | 254           | 未払金                | 25            |
|           | TAYCA(Thailand) Co.,Ltd. | 所有<br>直接 86%  | 製品の購入       | 界面活性剤の購入          | 97            | 買掛金                | 3             |
|           |                          |               | 債務保証        | 債務保証              | 210           | —                  | —             |
|           | TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD.  | 所有<br>直接 100% | 開業準備費用の立替   | 保証料の受入            | 0             | —                  | —             |
| 開業準備費用の立替 |                          |               |             | 開業準備費用の立替         | 92            | 立替金                | 92            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 不動産の賃貸については、近隣の取引実勢を勘案して賃貸料を決定しております。

3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

### 3. 役員及び個人主要株主等

| 種類                         | 会社等の名称 | 議決権等の所有・被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------|--------|---------------|-----------|--------|---------------|---------|---------------|
| 役員及び親族の近親者が議決権の過半数を有している会社 | 山田産業㈱  | 被所有直接5.96%    | 当社製品の販売   | 石膏の販売等 | 207           | 受取手形売掛金 | 55<br>30      |
|                            |        |               | 製品の運搬等    | 製品の運搬等 | 149           | 未払金     | 23            |
|                            |        |               | 原材料の購入    | 原材料の購入 | 26            | 買掛金     | 11            |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 山田産業㈱は、当社役員山田裕幸氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 576円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円00銭  |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

テイカ株式会社

取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員 公認会計士 椿 本 雅 朗 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 白 江 伸 宏 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 石 麻 瑛 央 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テイカ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

テイカ株式会社 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 飯 沼 文 博 | ⓐ |
| 常勤監査役        | 平 岡 延 元 | ⓐ |
| 社外監査役        | 山 田 裕 幸 | ⓐ |
| 社外監査役        | 田 中 等   | ⓐ |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5月16日

テイカ株式会社

取締役会 御中

恒栄監査法人

|        |       |   |   |   |   |   |   |
|--------|-------|---|---|---|---|---|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 椿 | 本 | 雅 | 朗 | Ⓔ |   |
| 業務執行社員 |       |   |   |   |   |   |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 白 | 江 | 伸 | 宏 | Ⓔ |   |
| 業務執行社員 |       |   |   |   |   |   |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 大 | 石 | 麻 | 瑳 | 央 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |   |   |   |   |   |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テイカ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び恒栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

テイカ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 飯 沼 文 博 ㊟

常勤監査役 平 岡 延 元 ㊟

社外監査役 山 田 裕 幸 ㊟

社外監査役 田 中 等 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、基本的に株主の皆様に対する安定配当の維持を重要事項と考えております。一方、将来の事業展開を見越した内部留保についても企業にとり重要なことと認識しており、業績に照らしこれらを総合的に判断して配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 6円 総額297,750,876円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,200,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <p>きよのまなぶ<br/>清野 學<br/>(昭和22年12月12日生)</p>   | <p>昭和48年4月 当社入社<br/>平成14年4月 当社大阪研究所長<br/>同 16年6月 当社大阪研究所長兼岡山研究所長<br/>同 17年6月 当社取締役大阪研究所長兼岡山研究所長<br/>同 18年6月 当社取締役岡山研究所長<br/>同 19年6月 当社取締役営業部長<br/>同 20年6月 当社代表取締役社長、現在に至る<br/>同 25年6月 テイカ倉庫(株)代表取締役社長、現在に至る</p> <p>(現在の担当)<br/>内部監査室管掌<br/>(重要な兼職の状況)<br/>テイカ倉庫(株)代表取締役社長</p>     | 59,000株    |
| 2     | <p>なぎたまさお<br/>名木田 正 男<br/>(昭和25年4月13日生)</p> | <p>昭和48年4月 当社入社<br/>平成16年6月 当社東京支店長<br/>同 17年6月 当社取締役東京支店長<br/>同 21年6月 当社常務取締役東京支店長<br/>同 22年6月 テイカ商事(株)代表取締役社長、現在に至る<br/>同 22年10月 当社常務取締役営業部長<br/>同 23年10月 当社常務取締役<br/>同 25年6月 当社専務取締役、現在に至る</p> <p>(現在の担当)<br/>営業部門統括、C-100推進室、営業部、資材部管掌<br/>(重要な兼職の状況)<br/>テイカ商事(株)代表取締役社長</p> | 34,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                            | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">こ じょう こう じ<br/>古 城 康 治<br/>(昭和23年6月11日生)</p> | <p>昭和46年4月 当社入社<br/>平成15年6月 当社経営企画部長<br/>同 16年6月 当社取締役岡山工場長<br/>同 18年6月 当社常務取締役岡山工場長<br/>同 20年4月 当社常務取締役<br/>同 22年4月 当社常務取締役岡山工場長<br/>同 23年6月 当社代表取締役専務取締役岡山<br/>工場長<br/>同 23年10月 当社代表取締役専務取締役、現<br/>在に至る<br/>同 25年6月 ティーエフティー(株)代表取締<br/>役社長、現在に至る<br/><br/>(現在の担当)<br/>経営企画部、環境品質管理部、知財管理部、<br/>電子材料部管掌<br/>(重要な兼職の状況)<br/>ティエフティー(株)代表取締役社長</p> | 39,000株        |
| 4         | <p style="text-align: center;">やま だき ひろ みみ<br/>山 崎 博 史<br/>(昭和30年7月4日生)</p> | <p>昭和54年4月 (株)第一勧業銀行入行<br/>平成11年10月 同行駒沢支店長<br/>同 17年5月 (株)みずほ銀行横浜西口支店長<br/>同 18年12月 みずほ信用保証(株)上席執行役<br/>員<br/>同 21年6月 同社常務取締役<br/>同 23年5月 当社顧問<br/>同 23年6月 当社取締役<br/>同 25年11月 当社取締役経理部長、現在に至<br/>る<br/><br/>(現在の担当)<br/>総務部、人事部管掌</p>                                                                                                             | 10,000株        |
| 5         | <p style="text-align: center;">よし おか とおる<br/>吉 岡 亨<br/>(昭和29年3月15日生)</p>    | <p>昭和51年4月 当社入社<br/>平成18年9月 当社熊山工場長<br/>同 20年4月 当社岡山工場長<br/>同 20年6月 当社取締役岡山工場長<br/>同 22年4月 当社取締役<br/>同 22年10月 当社取締役環境品質管理部長<br/>同 23年6月 当社取締役<br/>同 23年10月 当社取締役岡山工場長、現在に<br/>至る<br/><br/>(現在の担当)<br/>岡山研究所、熊山工場管掌</p>                                                                                                                             | 20,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | へん み たけ し<br>辺 見 武 志<br>(昭和30年4月3日生)     | 昭和54年4月 (株)第一勧業銀行入行<br>平成13年11月 同行武蔵小杉支店長<br>同 15年7月 (株)みずほ銀行蒲田駅前支店長<br>同 18年3月 同行公務第二部長<br>同 21年4月 当社営業部長<br>同 22年7月 当社理事営業部長<br>同 22年10月 当社理事東京支店長<br>同 23年6月 当社取締役C-100推進室長<br>同 24年4月 当社取締役、現在に至る<br>(現在の担当)<br>大阪研究所、大阪工場管掌 | 8,000株         |
| 7         | むら かみ まさ ひこ<br>村 上 雅 彦<br>(昭和28年8月25日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成17年9月 当社新規事業推進部長<br>同 18年4月 当社知財管理部長<br>同 20年2月 当社環境品質管理部長兼知財管理<br>部長<br>同 21年10月 当社熊山工場長<br>同 23年6月 当社取締役東京支店長、現在に<br>至る                                                                                      | 16,000株        |
| 8         | あき かわ まさ ひろ<br>秋 川 正 博<br>(昭和27年12月10日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成17年10月 当社大阪工場長<br>同 18年6月 当社内部監査室長<br>同 20年4月 当社経営企画部長<br>同 21年4月 当社大阪工場長<br>同 22年7月 当社理事大阪工場長<br>同 22年10月 TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. 工場<br>長<br>同 23年3月 同社代表取締役社長<br>同 24年6月 当社取締役、現在に至る                         | 8,000株         |
| 9         | いけ がみ たけし<br>池 上 毅<br>(昭和34年9月9日生)       | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社大阪工場長<br>同 21年4月 当社経営企画部長<br>同 25年10月 TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. 取締<br>役工場長<br>同 26年3月 同社代表取締役社長、現在に至<br>る<br>(重要な兼職の状況)<br>TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長                                               | 13,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 10        | た なか ひとし<br>田 中 等<br>(昭和27年5月7日生) | 昭和54年4月 弁護士登録 米田合同法律事務<br>所(現弁護士法人淀屋橋・山上<br>合同)入所、現在に至る<br>平成15年4月 大阪弁護士会副会長<br>同 20年6月 (株)日阪製作所社外監査役、現<br>在に至る<br>同 22年4月 国土交通省近畿地方整備局事業<br>評価監視委員会委員、現在に至<br>る<br>同 25年6月 当社監査役、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士 | 0株             |

- (注) 1. 池上毅氏は、当社の重要な子会社であるTAYCA(Thailand)Co.,Ltd.(当社の出資比率86%)の代表取締役社長であり、当社は同社との間に界面活性剤の購入等の取引関係があります。また、田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。なお、その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1)田中等氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的見識やこれまでに培ってこられた豊富な経験を当社の経営に反映していただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2)田中等氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。同氏は本総会終結の時をもって当社の社外監査役を辞任いたします。
- (3)当社は、現在社外監査役である田中等氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して田中等氏を独立役員として届け出ております。当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田中等氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

| 氏名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、地位および<br>重要な兼職の状況                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やまもと こうじ<br>山本 浩二<br>(昭和29年12月28日生)                                                     | 昭和58年4月 香川大学商業短期大学部講師                                                          | 0株         |
|                                                                                         | 同 59年4月 同大学商業短期大学部助教授                                                          |            |
|                                                                                         | 同 63年10月 大阪府立大学経済学部助教授                                                         |            |
|                                                                                         | 平成8年1月 同大学経済学部(経済学研究科)教授、<br>現在に至る                                             |            |
|                                                                                         | 同 22年4月 同大学経済学部長                                                               |            |
|                                                                                         | 同 24年4月 同大学現代システム科学域副学域長・マ<br>ネジメント学類長(大学院経済学研究科<br>教授)、地域活性化研究センター長、現<br>在に至る |            |
|                                                                                         | 同 24年6月 同大学特命副学長                                                               |            |
|                                                                                         | 同 24年11月 大阪府指定出資法人評価等審議会会長、<br>現在に至る                                           |            |
|                                                                                         | 同 25年9月 大阪府消費者保護審議会副会長、現在に<br>至る                                               |            |
|                                                                                         | 同 25年11月 大阪府入札監視等委員会委員長、現在に<br>至る                                              |            |
| (重要な兼職の状況)<br>大阪府立大学大学院経済学研究科教授、大阪府指定出<br>資法人評価等審議会会長、大阪府入札監視等委員会委<br>員長、大阪府消費者保護審議会副会長 |                                                                                |            |

(注) 1. 山本浩二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山本浩二氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 山本浩二氏は、長年にわたる大学教授としての会計学等の専門的な知識、豊富な経験を当社の経営監督に反映していただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査

役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (2) 当社は、山本浩二氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、山本浩二氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

#### **第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件**

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき運用してまいりました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現行対応方針」といいます）が、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現行対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成26年5月13日開催の取締役会において、現行対応方針の一部を見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定いたしました。つきましては本対応方針の継続について、株主の皆様にご承認をお願いいたしますと存じます。

なお、本対応方針の詳細につきましては、添付資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご覧ください。

以 上

(添付資料：当社平成26年5月13日付公表資料より)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について

当社は、本日開催された取締役会において、平成23年5月13日の取締役会で決議し、同年6月29日開催の定時株主総会にてご承認いただきました特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に関する対応方針（以下「現行対応方針」といいます）について、平成26年6月27日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもってその有効期間が満了することから、その後の法律の改正、いわゆる買収防衛策に関する議論の状況等を踏まえ、現行対応方針を一部見直した上で、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます)を継続することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

本対応方針の継続については、平成26年6月27日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

なお、平成26年3月31日現在における当社の株式の状況は別紙1のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

本対応方針の主要な変更点は以下のとおりであります。

- ・意向表明書の記載項目を追加いたしました。
- ・意向表明書および大規模買付情報に係る使用言語を日本語に限る旨を明記いたしました。
- ・大規模買付情報の項目を追加いたしました。
- ・独立委員会が対抗措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、株主総会を招集することを定めました。
- ・その他字句および表現の修正等の所要の変更

また、本文書で引用する法令の各条項は、平成26年5月13日現在で施行されている法令を前提とするものであり、同日以降に法令の改正があり当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I 当社の企業価値向上の取り組みについて

当社グループは、「人間性尊重と相互信頼を基本に、化学を基盤とした創造的技術を駆使して顧客と共に発展し、広く社会に貢献することを目指す」ことを経営の理念として掲げ、「WE TRY NEW」をスローガンに、時代の一步先を捉え、人々の暮らしを彩り、社会に広く貢献する技術・製品の創造に挑戦を続けております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、創業以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や高機能性コンデンサ用向けの導電性高分子薬剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは2014年度を最終年度とする3ヶ年中期経営計画において、これまで培ってきた企業基盤を礎に、機能性化学品など高付加価値製品への積極的な展開と経営資源の重点配分による更なる躍進の他、環境関連製品の新規開発やコア技術を核とした高付加価値製品の展開を進め、それらの早期事業化を推進して強靱な経営体質の構築を目指し企業価値向上を図っております。

また、2019年に迎える創業100周年の目標として策定しました長期ビジョン「Challenge 100」に基づき、人と組織の活性化を図り、強靱な経営体質の構築を目指しております。

## II 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為があっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。そもそも、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却をされるか否かは、最終的には株主の皆様自らのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、突然の大規模買付行為に対して、株主の皆様は短時間で、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなどを適切にご判断いた

だくのは、なかなか困難なものがあるのではないかと思います。そのため、大規模買付者からの十分な情報が提供されること、熟慮のための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。

さらに、株主の皆様が大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の将来にわたる企業価値を正しくご判断していただくためには、創業以来蓄積された専門技術やノウハウに対する理解が不可欠であり、また、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解も不可欠であります。これら当社の企業価値を十分に理解しているのが当社取締役会であり、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見を株主の皆様へ提供することは極めて重要であると考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為に関するルールを定めることといたしました。

### III 本対応方針の内容

#### 1 本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様が大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行われなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置をとるものとします。

なお、本対応方針は、予め当社取締役会の同意を得ていない大規模買付行為を対象とするものであり、当社取締役会の同意を得た上で行われる大規模買付行為については、適用対象とはなりません。

#### 2 本対応方針の継続手続

本対応方針の継続は、平成26年5月13日開催の取締役会において、全取締役の賛成により決議されたものであります。また、当該取締役会には社外監査役3

名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適切に行われることを条件として本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の継続については、株主の皆様のご意思を反映する機会を保証するため、平成26年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針の継続を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様からご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

### 3 大規模買付ルールの内容

#### (1) 大規模買付情報の提供要求

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に、当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

#### i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類および数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況、および提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付行為を行うにあたって大規模買付ルールの遵守を誓約する旨を記載していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

#### ii 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した後10営業日（初日不算入）以内に、後記の独立委員会の助言を受けて、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために当初提出していただく大規模買付情報のリストを作成し、これを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。なお、当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると判断される場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしていただくことがあります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適時、適切に開示いたします。また、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

大規模買付者に対して提供を要求する大規模買付情報は、大規模買付行為の内容により異なることがあり得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。なお、以下の情報はすべて日本語にて提供いただくものとします。

① 大規模買付者およびそのグループの概要

具体的名称、事業内容、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容ならびに役員の名前および略歴を含みます。なお、大規模買付者およびそのグループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合には、その主要な組員、出資者、その他の構成員ならびに業務執行組員および投資に関する助言を継続的に行っている者の名称を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為における買付対価の種類およびその価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書を提出いただくこととします。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容

④ 買付対価の算定根拠

大規模買付行為における買付価格の算定の前提となる事実および規定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容およびその算定根拠を含みます。

⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け

大規模買付者に対する資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、資本構成、資金調達方法および関連する取引の内容を含みます。

- ⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策  
大規模買付行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。
- ⑦ 当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧ 大規模買付行為後の当社および当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針  
従業員の処遇、取引先との取引関係の変更の予定の有無、変更の予定がある場合にはその内容を含みます。
- ⑨ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

## (2) 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案提出のための期間として与えられるものとします。

① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間（初日不算入）

② その他の大規模買付行為の場合は、90日間（初日不算入）

大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめ、一般に公表します。当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または当社取締役会としての代替案を一般に公表することにより株主の皆様に対して提示することがあります。

#### 4 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わないで大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する買収行為と判断し、これに対する対抗措置として、非適格者のみ行使できないという内容の行使条件にて、新株予約権の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、別紙2のとおりとします。

なお、当該対抗措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとしします。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値の維持・向上、株主共同の利益の向上に資するか否かを取締役会検討期間内に検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合のみ、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。かかる新株予約権の無償割当ての概要は、上記Ⅲ 4 (1)の場合と同じく別紙2のとおりとします。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合（いわゆるグリーンメーラーに該当する場合）

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社あるいはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑥ 大規模買付者の提案する株式の買付条件（買付対価の種類およびその価格、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における会社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他会社の利害関係者に対する対応方針等を含みます）が当社の企業価値（本源的価値）に照らして不適切な買付である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損することが予想され、あるいは当社の企業価値の維持および向上を大きく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑨ その他①から⑧に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

これに対し、大規模買付行為が上記のいずれにも該当せず、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当しないときは、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当を行わないものとします。ただし、この場合であっても、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対するときは、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことがあります。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

## 5 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記Ⅲ 4のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集します。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決議した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

なお、株主意思確認総会の招集手続きがとられた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続きを取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

## 6 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、上記Ⅲ 4 または 5 の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変更が生じた場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を中止または撤回することがあります。

## 7 独立委員会の設置

### (1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程（概要については別紙3をご参照下さい）に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

### (2) 独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立な判断を確保するため、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者または取締役もしくは監査役の経験のある社外有識者の中から、当社取締役会が選任します。

独立委員会の委員の略歴は、別紙4に記載のとおりです。

### (3) 独立委員会の役割

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手続を経るものとします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記Ⅲ 4 (2) ①から⑨までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

## 8 本対応方針の継続が株主および投資家に与える影響

### (1) 本対応方針継続時の影響

本対応方針の継続時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

### (2) 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置としての新株予約権の発行を行うことがあります。対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。ただし、対抗措置において新株予約権の行使ができない者については、対抗措置が発動された場合には、法的および経済的不利益が生じる可能性があります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを決議した以後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が当該新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で当該新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### (3) 対抗措置の発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、新株予約権が割当てられる場合、当社取締役会が別途決議し公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に当社取締役会が定める一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

なお、割当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込をすることなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった場合に、法令および金融商品取引所規則等に基づき、別途お知らせいたします。

## 9 本対応方針の有効期間、継続、廃止および変更

(1) 本対応方針の有効期限は、平成29年6月に開催する当社定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。従って、本対応方針を継続するか否か、および継続する場合にはその内容については、当社株主の皆様がご判断されることとなります。

(2) 本対応方針は、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、および当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点をもって効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向に従って、随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から必要と認めるときは、本質的な内容の変更に該当しない範囲において、独立委員会の諮問を経て、本対応方針の内容を修正し、またはこれを変更する場合があります。

(3) 本対応方針の廃止、変更等が決定された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って、株主の皆様に適時、適切に開示いたします。

## 10 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、以下のとおり、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するものであり、本対応方針の導入により、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(3) 事前開示が行われていること

当社は、株主の皆様、投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を確保し、また株主の皆様が大規模買付行為が行われた場合に適切な選択を行う機会を確保するため、本対応方針継続に際してその目的、買収防衛策の具体的な内容、効果を予め開示しております。

また、当社は、今後も法令および金融商品取引所規則等に従い、必要に応じて適時に適切な情報開示を行います。

(4) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本年6月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として継続されるものであり、同議案が否決された場合には、本対応方針はその効力を生じません。また、本対応方針の有効期間は3年間に設定されており、平成29年に開催される定時株主総会において株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合には、自動的に廃止されることとなっております。

従って、本対応方針は、その導入、継続および廃止において株主の皆様のご意向を反映することにより、株主意思の重視を図っております。

(5) 独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、3名以上の社外有識者等により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判

断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

(6) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、予め当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう行為について具体的に列挙し、大規模買付行為に対する対抗措置は、当該合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されることとされています。従って、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

(7) 買収と無関係に株主に不測の損害を与えるものではなく、公平性が確保されていること

本対応方針は、継続時に株主の皆様のご権利および経済的利益に直接具体的な影響を及ぼすものではなく、また、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合であっても、大規模買付者を除く株主の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定されないため、買収防衛の手段としての相当性を有しております。

また、大規模買付者以外の株主に一律同条件にて新株予約権が発行されるという対抗措置の内容は、大規模買付者以外の株主間の平等を図るよう設計されたもので、大規模買付者以外の株主間の公平性も確保されています。

(8) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会においていつでも廃止することができるものとされており、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を

一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)を、または
- ② 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)をいいます。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが注1の①記載の場合には、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も計算上考慮されるものとします)を、または
- ② 特定株主グループが注1の②記載の場合には、当該大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

- ① 特定株主グループが注1の①記載の場合には、同法第27条の23第1項に規定する株券等を、または
- ② 特定株主グループが注1の②記載の場合には、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

別紙1

当社の株式の状況（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 51,428,828株（うち自己株式1,803,682株）
3. 株主数 4,858名
4. 大株主

| 株 主 名                                             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|---------|---------|
| 双 日 株 式 会 社                                       | 4,957千株 | 9.98%   |
| 三 井 物 産 株 式 会 社                                   | 3,568   | 7.19    |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社                                   | 3,260   | 6.57    |
| 山 田 産 業 株 式 会 社                                   | 2,940   | 5.92    |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口<br>再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 | 2,018   | 4.06    |
| テイカグループ持株会                                        | 1,965   | 3.96    |
| 関西ペイント株式会社                                        | 1,224   | 2.46    |
| 住友商事株式会社                                          | 1,000   | 2.01    |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP<br>VALUE PORTFOLIO        | 781     | 1.57    |
| 日本土地建物株式会社                                        | 750     | 1.51    |

- (注) 1. 当社は、自己株式1,803千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」の持株数2,018千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
  3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

- 1 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
- 2 新株予約権の目的となる株式の種類および株式数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、所要の調整をするものとする。
- 3 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式総数を上限として、当社取締役会が定める数とする。ただし、割当期日において、当社の有する普通株式を除く。
- 4 新株予約権無償割当ての効力発生日  
当社取締役会において別途定める。
- 5 新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類および価額  
新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
- 6 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- 7 新株予約権の行使条件  
①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）、③大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）もしくは、④前三者のいずれかに該当する者から本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を要することな

く譲受けまたは承継した者または、⑤前四者のいずれかに該当するものの関連者（実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めたものをいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう）は、原則として本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができないこととし、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会で別途定めるものとする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当する時は、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

## 9 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記7に従って新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の、当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

また、当社は、新株予約権の割当ての効力発生日から、権利行使期間の開始日または上記による取得のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、上記7に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を含め、新株予約権を無償で取得することができる。

## 1 設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

## 2 構成

- (1) 独立委員の人数は、3名以上とする。
- (2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（会社経営者およびその経験者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとする。
- (3) 独立委員の選任および解任は、取締役会決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

## 3 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において、本対応方針を継続することについて承認が得られた場合には、何らの決議を要することなく自動的に再任されるものとし、以後も同様とする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

## 4 独立委員会の役割

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に著しい損失をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して、対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員会は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

## 5 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員の過半数をもって行う。

## 6 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を含む）の助言を得ることができる。

梶原 俊久（かじわら としひさ）

昭和11年4月10日生

略 歴 昭和35年4月 日商株式会社（現 双日株式会社）入社  
平成4年6月 同社取締役  
平成6年6月 同社常務取締役  
平成9年6月 同社専務取締役  
平成10年6月 同社代表取締役専務取締役  
平成11年6月 同社取締役退任  
平成11年6月 日商岩井ケミカル株式会社代表取締役会長  
平成14年6月 同社取締役退任  
平成18年6月 当社社外監査役  
平成25年6月 当社社外監査役退任

山本 博（やまもと ひろし）

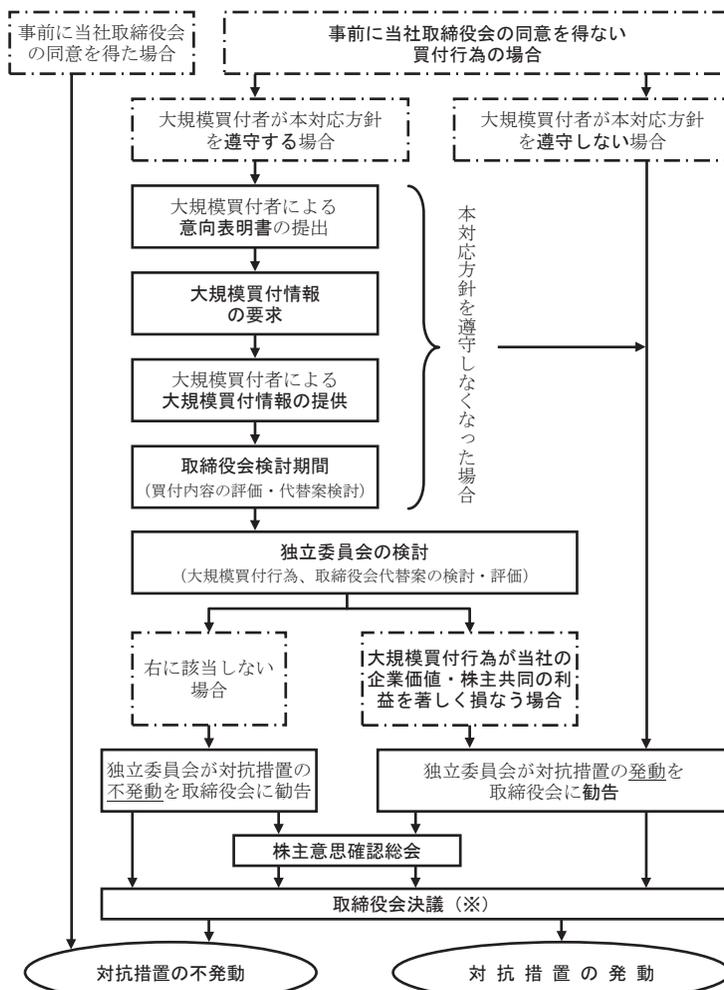
昭和12年7月25日生

略 歴 昭和31年4月 株式会社日本勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）  
入行  
平成4年5月 東京リース株式会社入社  
平成6年6月 同社取締役  
平成10年6月 同社常務取締役  
平成11年6月 当社社外監査役  
平成13年6月 同社取締役退任  
平成18年6月 当社社外監査役退任

間石 成人（まいし なりひと）

昭和28年1月13日生

略 歴 昭和54年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 色川法律事務所 入所  
平成5年6月 小野薬品工業株式会社社外監査役（現任）  
平成13年8月 法務省人権擁護委員  
平成15年6月 大阪高速鉄道株式会社社外監査役（現任）  
平成19年7月 学校法人玉手山学園監事  
平成22年6月 住友電設株式会社社外監査役（現任）  
平成26年4月 学校法人玉手山学園理事（現任）



※ 取締役会は、独立委員会の勧告に従うことが善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従う。また、株主意思確認総会が開催されたときはその決議に従う。

## 〔株主総会会場ご案内図〕

会 場 大阪市中央城区見2丁目1番61号  
ツイン21・MIDタワー20階 8会議室

- ・JR大阪環状線「京橋駅」西口より徒歩5分
- ・JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩7分
- ・地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」④番出口より徒歩1分
- ・京阪「京橋駅」片町口より徒歩5分



(注) ツイン21には、MIDタワーとOBPパナソニックタワーがありますので、お間違えないようご注意ください。



本印刷物は、FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。